

新潟大学節電実行計画

平成23年6月24日
新 潟 大 学

1. 基本方針

新潟大学は、東北電力管内における今夏の電力不足に対応するため、教育研究及び医療活動に最大限配慮しつつ、キャンパスライフスタイルを見直した上で、学生、教職員一丸となって、計画的なピークカット・ピークシフト（以下、「節電」という。）に自ら率先して取り組むこととする。

なお、節電の取組みにあたっては、学生、教職員等の健康や安全管理に十分留意する。

2. 取組みの対象

本学の全てのキャンパス

3. 取組みの実施期間・時間

平成23年7月1日～9月9日の平日 9時～20時

平日：土、日、祝日以外。

4. 節電数値目標

(1) 本学のキャンパス : 対前年削減率 20%
(ただし、医歯学総合病院及び佐渡のキャンパスを除く。)

[政府の需要抑制目標 15%] + [大学努力目標 5%]

数値による目標が必ずしも適当でない小規模なキャンパスは、5.及び6.の対策を実施し、できる限りの節電に取り組む。

(2) 医歯学総合病院 : 対前年削減率 5%

[制限緩和対象 0%] + [大学努力目標 5%]

電気事業法第27条の骨子として、「制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業等として削減率(15%)を達成するように努めることとする。」と示されていることに留意する。

5 . 節電実行概要

(1) キャンパスライフスタイルを見直し実施してきた節電の取組みの継続

東日本大震災発生以降、数度にわたりピークカット・ピークシフトトライアルを行いながら、キャンパスライフスタイルを見直し実施してきた節電の取組みを徹底するとともに、継続して取り組むこととする。(下記 6 . 参照)

(2) 学生、教職員一丸で取り組む空調設備使用への対応

夏期は、空調負荷が電力使用量の多くを占めることから、空調設備使用抑制により節電に取り組むこととする。

教育研究及び医療活動への影響を最小限に抑える観点から、事務室、教員研究室、会議室、学生研究室は空調設備を原則として使用しない¹こととする。ただし、「高温注意情報」²などに留意し、熱中症の予防等、利用者の体調管理に十分配慮した上で取り組むこととする。

なお、多くの学生が利用する講義室、実験室、図書館、食堂等は、空調区分³ごと(空調区分 B、C は、室温 28)の室温管理を徹底した上で空調設備を使用することとする。また、こまめなオン・オフや室の利用人数に応じた部分的な稼働など、効率的な使用に心掛け、節電に寄与するものとする。

1 風通しの悪い部屋や体調管理上必要な場合などを除く。

2 高温注意情報：最高気温 35 度以上の猛暑日が予想される場合、事前に注意を呼びかけるために気象庁が設定した熱中症対策に関する気象情報

3 空調区分：室ごとに空調設備の運転期間及び室温を定めた区分

(平成 22 年新潟大学施設環境委員会決定)

6 . 具体の節電対策

新潟大学節電実行計画に基づき、各学部等の実情を勘案の上、以下のとおり、学生・教職員等が自ら積極的に節電に取り組む。

主に大学として取り組むこと
主に各部局等が組織として取り組むこと
主に学生・教職員等が自ら取り組むこと

(1) 節電対策の周知

- ・ホームページ、ポスター、館内放送等によって、電力使用抑制期間中であることを学内外に広く周知し理解を得るとともに、節電の取組みを推進する。

< >

(2) 教育研究等

教育・研究等に最大限配慮しつつ、以下の取組みを行う。

- ・連続使用する機器の使用時間変更や実験時間変更によるピークシフトを行う

- (実験開始時間の早期化・二分化、昼夜逆転運転など)。< >
- ・使用していない又は使用頻度の低い実験機器の電源プラグを抜くこと等により、待機電力の削減を行う。< >
 - ・実験用冷蔵庫を整理し、設定温度を変更する。< >
 - ・実験用製氷機の停止又は共同使用により稼働台数を抑制する。< >

(3) O A 機器等

- ・短時間パソコンを使用しない場合、小まめにディスプレイを消す。< >
- ・長時間パソコンを使用しない場合(2時間以上席を離れる時など)は、シャットダウンする。< >
- ・パソコンのディスプレイの輝度調整を行う。< >
- ・パソコンのディスプレイ自動オフ時間の設定を短縮する。(ディスプレイ消し忘れ防止)< >
- ・パソコンOSの自動節電プログラムを活用する。< >
- ・プリンター、コピー機の供用化を図り稼働台数を抑制する。また、待機中は節電モードに切り替える。< >

(4) 照明

- ・不要な照明の消灯を徹底する。< >
- ・昼休み時間帯の消灯を徹底する。< >
- ・蛍光灯を間引いて点灯する。< >
- ・窓周辺の棚等を整理し、窓からの自然光の有効利用を図る。< >
- ・一般的な照度のコーナーと一部消灯した「節電コーナー」に区分するなど、使用方法を工夫して節電に取り組む。< >
- ・自動販売機照明の24時間消灯を要請する。< >

(5) 空調

- ・空調区分による室温管理を徹底する。また、こまめなオン・オフや部屋の利用人数に応じた部分的な稼働など、効率的な使用を心掛ける。< >
- ・本計画による空調設備利用のルール(5.(2))に基づき稼働・停止を行う。< >
- ・書棚等の位置を移動し、各室の風通しを改善する。< >
- ・ブラインド、カーテンを適切に調整し、遮熱に心掛ける。< >
- ・クールビズの実践を徹底する。< >

(6) エレベーター等

- ・エレベーターは、設置台数や配置に応じて、一部使用を停止する。< >
- ・自動扉は、各建物の出入口の状況に応じて、一部又は全ての自動扉の使用を停止する。< >

(7) その他

- ・電気ポット、コーヒーマーカー、電気給湯器を使用しない。又は、供用化を図り、使用台数を抑制する。 < >
- ・冷蔵庫、電子レンジの供用化を図り、使用台数を抑制する。 < >
- ・トイレの暖房便座、温水洗浄、ジェットタオルの使用を停止する。 < >
- ・入居売店等への節電の協力要請を行う。 < >

7. その他の取組み等

- ・電力使用状況等について、ホームページ等により「見える化」し、節電モチベーションの向上に努める。
- ・酷暑日など、電力使用量が増大する場合は、必要に応じて、自家発電設備を活用する。
- ・新潟大学のキャンパスは、夏期休業期間であっても、学外者の利用があることから、本計画による取組みについて、理解と協力を求める。
- ・夏季の暑さ対策として、網戸の取付けや建物表面温度上昇を抑える効果のある塗料の屋上塗布などを実施する。
- ・附属小学校・中学校、特別支援学校、幼稚園において、児童・生徒への「節電」に関する教育に取り組む。
- ・新潟県等が行う節電対策について、これまで同様、積極的に参加、支援する。
- ・学生、教職員等の各家庭での節電活動として、政府が示した「家庭の節電メニュー」を参考とした取組みを推奨する。
- ・佐渡市は、使用最大電力の制限が求められていないため、本計画の推進を促す観点から、佐渡キャンパスの積極的な利用を図る。
- ・計画停電については「不実施が原則」の状態へ移行されたが、セフティネットとして運用改善が進められているところであり、それぞれ万が一の実施に備えた最低限の準備を行う。

8. フォローアップ

本計画については、本学の今後の節電状況や社会情勢等の変化に応じ、施設環境委員会において、対策の追加、見直しの検討、決定を行い、学生、教職員等へ周知することとする。

また、本計画の実施期間終了後、実施内容、結果等について確認を行うものとする。